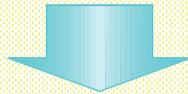


## 2-4

## 費用負担の見直し（料金問題）

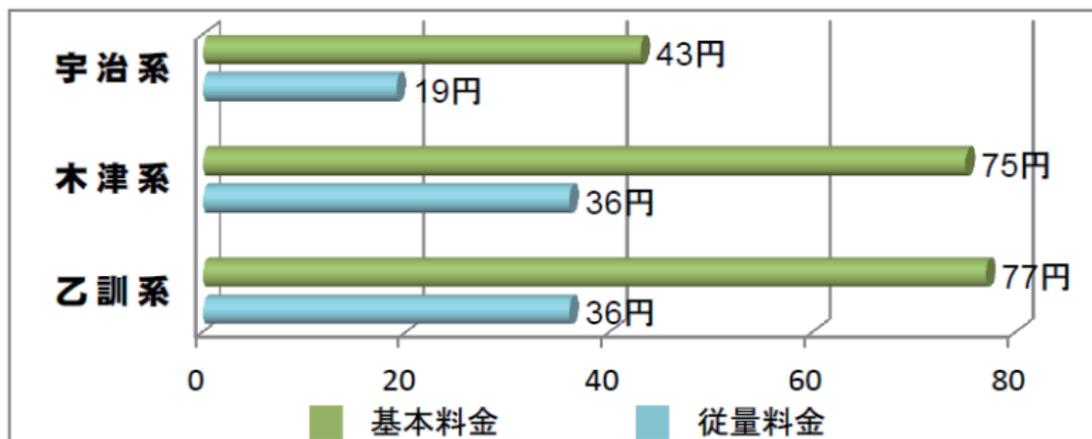
## 現状と課題

- ◇ 施設の建設年度の相違等歴史的な経過から、各浄水場系の料金に格差が生じています。（資料 2-4-①）
- ◇ これまで、水道懇提言を受け、料金負担軽減に向けての様々な取組を実施するとともに、府一般会計からの支援も受けながら料金の引き下げ等を進めてきました。
- ◇ 第7次提言では、ライフラインである水道の役割を踏まえた場合、大きな料金格差が今後も継続するという事は望ましいことではないとされ、広域水運用の状況及び今後の水源費負担や施設更新に係る負担の動向等を十分に見極め、中長期的な観点から平準化の検討時期を探ることとされています。
- ◇ また、基本水量<sup>※</sup>のあり方については、投資部分の受益者負担という基本的な考え方を維持しつつも、慎重に検討することが必要とされています。  
※ 基本料金の算定に用いる水量。水源開発・施設整備等の投資に係る負担を受水市町で公平・公正に分かつため、受水市町と協議の上、決定した水量
- ◇ 今後のあり方としては、資料 2-4-③のとおり論点等を抽出することができます。



## 府営水道としての取組方策

- 京都府営水道ビジョン検討会の集約意見（P 49 参照）を踏まえ、今後、更新費用等の増減の状況など各市町での住民への説明責任が果たせるよう十分配慮しながら、基本水量概念の見直しや料金格差の縮小を目指します。
- 具体的な料金水準のあり方については、投資に係る経費の積算等の精度を高めつつ、受水市町の理解を得ながら、審議会の検討を踏まえ、定めていきます。

[資料 2-4-① 現行料金の単価（円／m<sup>3</sup>：税込）]

## [資料 2-4-② 供給料金の概要]

料金制度	<b>二部料金制</b> <b>基本料金</b> ：投資した水源開発・施設整備等の経費を負担する料金 <b>従量料金</b> ：水道事業の運営等に要する費用の内、薬品費・動力費を始め、基本料金費用（固定費）に属さないその他の費用（変動費）を回収する料金	
費用構成	基本料金（固定費）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水源費（ダム建設負担等に係る減価償却費・割賦負担金利息等）</li> <li>● 減価償却費（ダム以外の施設に係る減価償却費）</li> <li>● 人件費</li> <li>● 企業債等支払利息</li> </ul>
	従量料金（変動費）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ダム管理費（ダムの維持管理に要する負担金）</li> <li>● 修繕費</li> <li>● 薬品費</li> <li>● 動力費（機械装置等の運転に必要な電力料等）</li> <li>● その他経費（保守点検・運転管理委託料、通信運搬費、市町村交付金等）</li> </ul>
料金算定	基本料金（固定費）	<p><b>各浄水場系の基本料金（単価）税込</b></p> $\text{基本料金(単価)} \text{ (各浄水場系)} = \frac{\text{料金算定期間の各浄水場系別の固定費総額}}{\text{料金算定期間内の各浄水場系別の基本水量総合計}} \times 1.05$ <hr/> <p><b>各受水市町が負担する基本料金</b></p> $\text{基本料金} \text{ (各受水市町)} = \text{基本料金(単価)} \text{ (各浄水場系)} \times \text{基本水量} \text{ (各受水市町)}$
	従量料金（変動費）	<p><b>各浄水場系の従量料金（単価）税込</b></p> $\text{従量料金(単価)} \text{ (各浄水場系)} = \frac{\text{料金算定期間の各浄水場系別の変動費総額}}{\text{料金算定期間内の各浄水場系別の供給水量総合計}} \times 1.05$ <hr/> <p><b>各受水市町が負担する従量料金</b></p> $\text{従量料金} \text{ (各受水市町)} = \text{従量料金(単価)} \text{ (各浄水場系)} \times \text{実供給水量} \text{ (各受水市町)}$

[資料 2-4-③ 府営水道料金問題に関わる論点]

## 料金問題に関わる現況

## 京都府営水道事業経営懇談会 第7次提言(H22.11)

&lt;料金の平準化と水源費負担の相違について&gt;

(略) 毎日の生活を支えるライフラインとしての水道の役割を踏まえた場合、大きな料金格差が今後も継続するという事は、望ましいことではない。

特に料金格差の大きな原因である水源費については、中期的な観点からその負担のあり方を検討しつつ、あわせて各浄水場系の将来の施設更新に係る負担の動向等も十分に見極め、**平準化の検討時期を探ることが望ましいと考える。**

&lt;新たな負担のあり方に基づいた従量料金の試算&gt;

(略) 現時点では、未だ広域的水運用の実績が出ておらず、今後の具体化の中で運用状況が判明していくものであることから、**次期料金改定時にはこうした運用状況を踏まえ、かつ更なる平準化を目指すべく見直しを行うことが必要である。**

&lt;今後の料金のあり方について&gt;

(略) 従量料金については、(略) **一部の経費について平準化の考え方を導入し、将来に向けての端緒とした。**

&lt;府営水道における受益と負担について&gt;

①水源費について

(略) **料金の平準化の問題については、今後の水需要の減少や更新負担の増大という水道事業にとって極めて厳しい環境の中、3浄水場系が一体となった運営を進めることが中長期的な観点から全ての浄水場系にとって有利であり、望ましいという共通の認識をもった上で段階的に進めることが現実的であると考え。**

中長期的な観点で考えた場合、**水源費負担については、日吉、比奈知ダムの水資源機構への償還が終了する平成32、33年頃には、現在の各浄水場系の水源費負担の差は相当程度縮小することも見込まれることから、このような時期に向けて3浄水場系の理解を得つつ、その負担のあり方を検討することが望ましい。**

②基本水量のあり方について

**基本水量のあり方については、自己水と府営水の配分割合などの実態を精査するとともに、既投資部分の受益者負担という考え方は維持しつつも、社会動向の変化による影響から受水市町住民の生活を守るという視点も含め、今後、慎重に検討することが必要と思われる。**

## 京都府営水道ビジョン検討会 委員意見(H24.5)

受水市町が配分割合を考えやすい環境とするため、固定費と変動費の性質に応じて、**従量料金の固定的経費を基本料金に振り替えるなど料金算定を抜本的に見直すことも考えられる。**

基本料金については、既投資部分の受益者負担という基本的な考え方を踏まえ、**誤解を招かない算定方法に見直すことも考えられる。**

これらの問題をどう考えるか

## 論 点

## 論点 ① 水道懇提言が示す平成32、33年頃の基本料金のあり方

- 更新基準年数に基づき更新需要を掴み、今後10年間（次期・次々期<sup>※</sup>）の経費動向を探る ※ 次期（H27～H31：5年間） 次々期（H32～H36：5年間）
- 府営水道全体では、現行水準（56.3円：第7次提言税抜）を維持できる見込み
- 段階的に差が縮小し、次々期料金では、料金格差が極小化する見通し



- ◆ 宇治系（41.7円）→ 老朽化に伴う更新負担の増大で大幅に上昇傾向
- ◆ 木津、乙訓系（74.3、76.2円）→ 水源費・減価償却費等の減少で低下傾向

## 論点 ② 従量料金のあり方

- 3浄水場が接続され広域水運用範囲が拡大する中、料金統一の物理的条件も充足（残区間（第二外環関連））→ 事業中（H27までには完成見込み）
- 木津・乙訓系市町においては、高い従量料金が経営的にも二重投資を必要とする（自己水施設の更新等）要因
- 従量料金には、供給水量に比例しない固定的経費（ダム管理費等）が多い

## 論点 ③ 基本水量と実供給水量の乖離

- 基本水量は、受水市町が府に対し求めた「将来に必要となる府営水の受水量」
- しかし、受水市町の要望当時に比べ諸情勢が大きく変化、市町ごとの乖離にも大きな格差

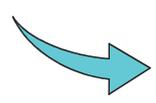
基本水量に対する割合（最大ベース）→ 43%～106%（H21実績）

## その他課題

## ① 基本料金算定方法の見直し（誤解を招きやすい「基本水量」の廃止）

- 基本水量は、市町の要望等を基に、府営水道運営に必要な費用を市町間で分担するための数値

**【対応】** 基本料金については、既投資部分の受益者負担という基本的な考え方を踏まえ、誤解を招かない算定方法に見直す



{	現 行 : 基本料金 = 単価 × <b>基本水量</b>
	↓
	見直し(案) : 基本料金 = ○○円(固定費の負担額)

## ② 料金に課税される消費税の取扱い

- 現行条例では税込単価としており、料金に課税される消費税が明らかではない

**【対応】** 全国的な状況等を踏まえ、課税される消費税を条例で明確化

（外税方式 → 府県営水道用水供給事業者（20 / 22 団体） 受水市町（10 / 10 団体））



## 京都府営水道ビジョン検討会 集約意見

### 1 基本的な考え方

は事務局（京都府）で追補

- ◆ 府営水道ビジョン検討会では、委員が直接、受水10市町のヒアリングも行い、また、その結果を府や受水市町にもフィードバックする等積極的に活動を行う中、府営水道の課題について、多角的な観点から検討を進めてきた。
- ◆ 水道は、日々の生活にとってなくてはならぬライフラインであり、何よりも大切な課題は、安心・安全な水を安定的に受水市町、ひいては府民に届けることである。府が実施した府民意識調査(参考資料①)もこの事を裏付ける結果が出ているが、府はこれまで計画的に進めてきた耐震化や3浄水場接続等の成果を活かし、今後も安心・安全の確保を第一義に取り組んでいくことが必要である。
- ◆ 一方、そのためには、老朽化した施設・設備の更新等のコストが必要であり、これを賄うための料金についても府営水道事業経営懇談会(水道懇)が第7次提言で示した料金の平準化という将来の課題への対応を含め、今後のあり方を明確にしておく必要がある。
- ◆ 委員による受水市町のヒアリングを通して感じられたことは、府営水道の料金は、各市町の水道経営を規定する大きな要素として捉えられていることである。また、府営水道料金を巡り、訴訟が提起されたことなども勘案すると、料金問題は、府営水道の将来を描く上で、避けては通れない課題と位置づけられるものである。
- ◆ 具体的な水道料金は、今後、水道懇で議論されるべきものだが、府営水道ビジョン検討会としては、水道懇の第7次提言を踏まえ、10年後を視野におき、次期料金改定(H27～31)、次次期料金改定(H32～36)を想定し、今後の方向性について意見をとりまとめるものとする。
- ◆ なお、府においては、受水市町が住民に対し果たすべき説明責任という点に十分配慮し、料金を規定する諸経費についての情報の提供を丁寧に行うことはもとより、府営水道料金を規定する算定方式等についても、誤解につながりかねないような規定を改めるなど必要な措置を速やかに講じていくことが必要である。

## 2 論点別の取組方向

### 論点 ① 基本料金のあり方

次期・次次期料金改定時に自ずと見込まれる基本料金格差の縮小の状況に合わせ、「合算算定方式」を段階的に導入

- 水道は、ユニバーサルサービスであり、本来、住む地域・地域で料金に大きな差があることは望ましいことではないが、投資時期の差異等による差は当然生じてくることであり、その経過を尊重することも必要である。
- こうしたことから、府営水道においては、これまで各浄水場の整備時期等の差異を踏まえ、浄水場ごとに必要な経費を算出し、各浄水場の関係市町が分担する「個別算定方式」を基本としつつ、取水の前提となるダム等の負担経費(水源費)の算定方法を使い分けること等により、格差の縮小に向けた工夫を講じてきた。
- 府の試算によれば、次期(H27～31)、次次期(H32～36)料金改定では、木津・乙訓両浄水場系の水源費の減少や宇治浄水場系の老朽施設・老朽管路の更新費の増加(参考資料②)などにより、基本料金の格差は自ずと縮小すると見込まれるが、「個別算定方式」をそのまま維持すれば水系ごとの格差が再び生じていくことも予想される。
- 全国的には、府県営用水供給事業者(22事業者)のうち、16事業者においては、浄水場ごとの「個別算定方式」ではなく、全浄水場の費用を合算し、全体で負担する「合算算定方式」を導入することにより、料金の一本化が図られている(参考資料③)が、「合算算定方式」は、投資経費を全体で吸収することにより、費用負担の安定化につながるという大きなメリットが認められるところである。
- 今後の料金のあり方を基本に立ち返り考えると、府営水道料金の水準が浄水場系により、別々に乱高下することは各市町の水道経営の安定を損ない、また、頻繁な料金改定につながる等地域住民への影響も大きく、好ましいとは考えられない。
- 水道懇提言では、基本料金の平準化を将来課題としつつ、平準化のあり方を検討すべきタイミングとして、日吉・比奈知の両ダム建設に係る返済が無くなる平成32年・33年を示しているが、上記のとおり格差が自ずと縮小するタイミングを捉えて現在の浄水場別個別算定方式に代えて、合算算定方式を段階的に導入(場合により、木津・乙訓両系の合算算定の早期導入も検討)し、投資経費を全体で吸収、料金を安定化させる方式へと変えていくことが望ましい。(P53別図参照)

## 論点 ② 従量料金のあり方

### 次期料金改定時に従量料金を低廉な額で平準化

- 水道懇提言は、3浄水場接続を機に将来的な従量料金の平準化に向けての端緒として、現行料金の算定方法に一部平準化の考え方を導入したが、宇治系送水管に係る広域幹線調整施設の完成(H24. 3完成)や乙訓一宇治・木津連絡管の完成(遅くとも次期料金改定時(H27. 4)までには完工見込)により、その後、物理的にも広域水運用を更に自在に行える条件が整ってきている。
- 各浄水場でつくった水を広く自在に運用できる条件が整う中、運営に係るコストについても、例えば、浄水場の運転管理委託費等は、今や、各浄水場別ではなく全体を一括して行う方式が導入されており、水道懇提言の示す平準化という考え方を更に前へ進めていくことが望ましい。
- また、現行の従量料金は、木津系・乙訓系において高く、両水系の受水市町にとっては、経営的観点からみても、必ずしも府営水道の利用が有利とは言えない。(参考資料④)
- このままであれば、府営水の利用が減り、そのことが逆に各水系の従量料金単価の上昇を招くという悪循環に陥ることも懸念される。
- 安心・安全を確保しつつ、府民負担の軽減を図るためには、府・受水市町双方の施設が全体として効率的に運営されることが重要であり、必要以上の二重投資を招かない仕組みにしていくことが望まれる。
- こうした観点から現行の従量料金の算定の基礎となっている構成経費を見ると、水量に比例しない固定的経費であるダム管理費等が含まれており、これを基本料金に移行していくことにより、適正なバランスを確保しつつ従量料金の全体水準を引き下げていくことが考えられる。
- 従量料金のあり方は、受水市町の経営判断にも関わるものであることから、できる限り早期に具体化を図ることが適当であり、次期料金改定時にダム管理費の取り扱い等算定方式全般の見直しを行うことにより、木津系・乙訓系の従量料金を、宇治系と同程度とするなど、平準化を図ることが望ましい。

## 論点 ③ 基本水量と実供給水量の乖離

### 平準化と合わせ、乖離格差の縮小に向け市町間の調整を推進

- 基本水量と実供給水量に格差があるとしても、基本水量自体、市町村要望に基づく数字であり、その経緯は十分踏まえなければならない。
- しかし、現実には、仮に府営水を100%利用したとしても、基本水量に充たないという町(久御山町、大山崎町)も生じてきており、これを将来にわたり、固定化しておくことは適当とは思えない。(参考資料⑤)
- 府営水を活用したとしても、なおかつ、大きな乖離が生じている市町については、今後、水需要が増加していく市町との間で融通を行うなど、市町間の調整を図る方を積極的に講じていく必要がある。

### 3 課題別の取組方向

#### 課題 ① 基本水量概念の見直し

##### 誤解を生じないように、用語・基本料金の明示方式を変更

- 府営水道は、受水市町の要望に基づき、水源開発・施設整備等を行ってきたものであるから、その投資費用を受水市町が各市町の要望水量に基づき、負担するのは当然とも言えるが、「基本水量」という言葉だけでは、これが、このような整備経過に基づくものであるかが分からない。
- また、基本料金は、投資経費を、まず、浄水場系ごとに分け、その経費を基本水量で除する方式を基本に単価を算定していることから、仮に、全体の基本水量を下げても、単価が上昇するに過ぎない。現状では、基本水量を下げれば、市町の負担が下がるかのごとき、誤解を招く原因になっている。
- さらに、多くの市町村では、基本水量が「基本料金だけ(追加料金なし)で使える水量」として規定されていることから、同じ言葉を用いている府営水道の「基本水量」は、府民から見て分かりにくいものになっていると言わざるを得ない。(参考資料⑥)
- 料金問題を、様々な誤解を排して、着実に解決していくためには、できる限り、速やかに、こうした誤解を招きやすい基本水量という用語を(例えば、按分基礎水量等)改め、また、基本料金の明示等についても変更を検討すべきである。(参考資料⑥)

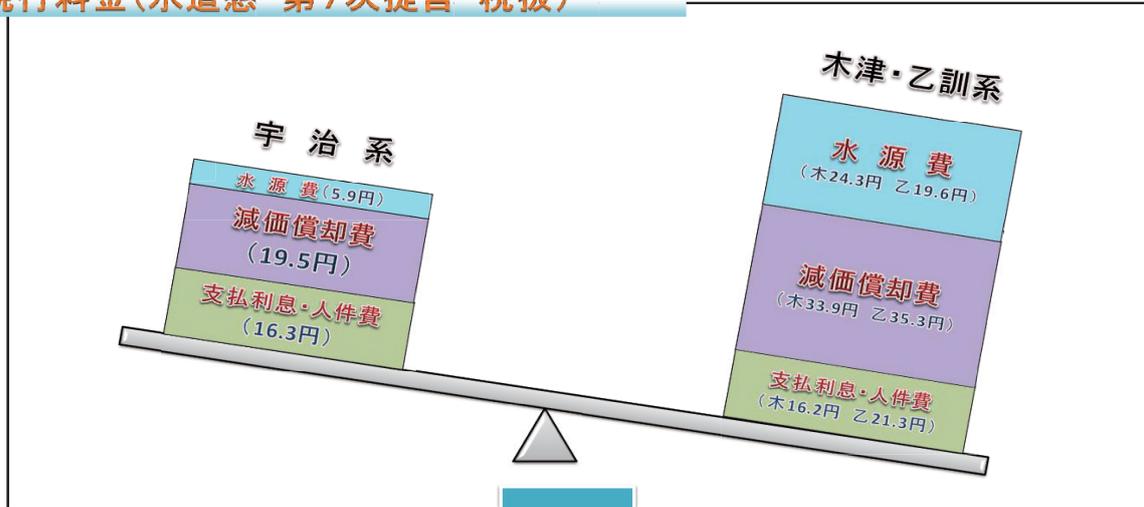
#### 課題 ② 料金に課税されている消費税の取り扱い

##### 消費税分を明示する方式に変更

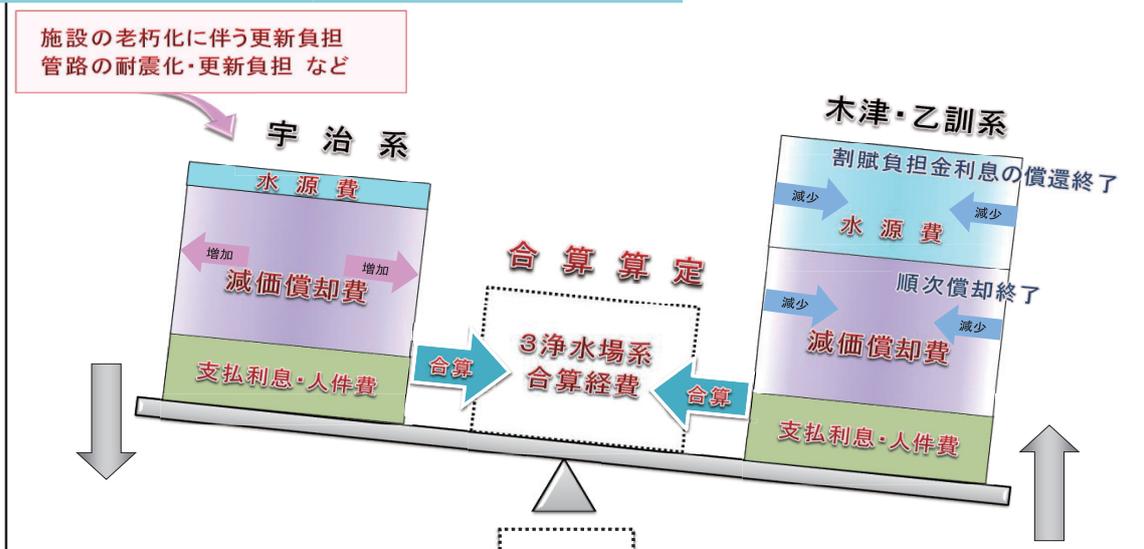
- 府営水道が、受水市町から徴収している料金には、消費税法の定めるところにより、消費税相当額が含まれているが、こうした事実は、料金問題を、正しく議論するためにも、明らかにしておく方が望ましい。
- 全国的には大部分の府県、そして、府内受水市町では、すべての市町が消費税を明示していることから、府としても、その例に習い、消費税相当額を明確にしておくことが適当である。(参考資料⑦)

別 図

現行料金(水道懇 第7次提言 税抜)

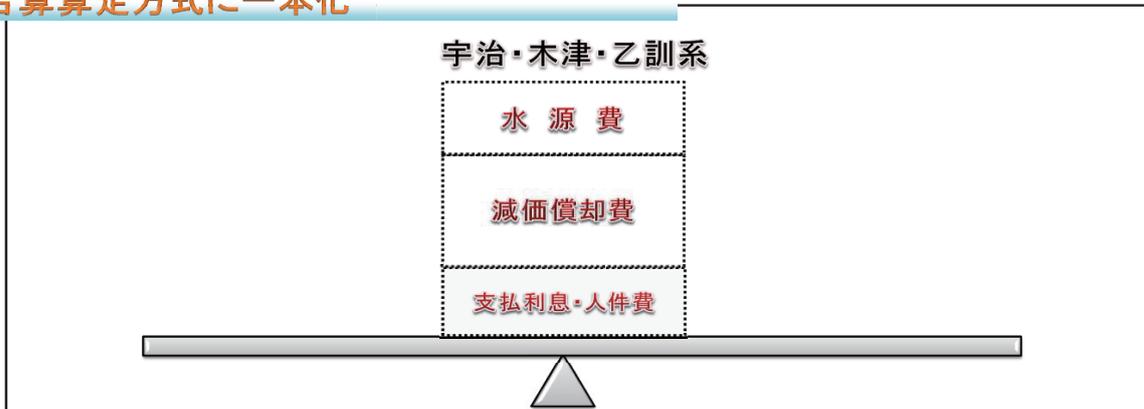


今後10年間の概況



段階的に合算算定方式を拡大

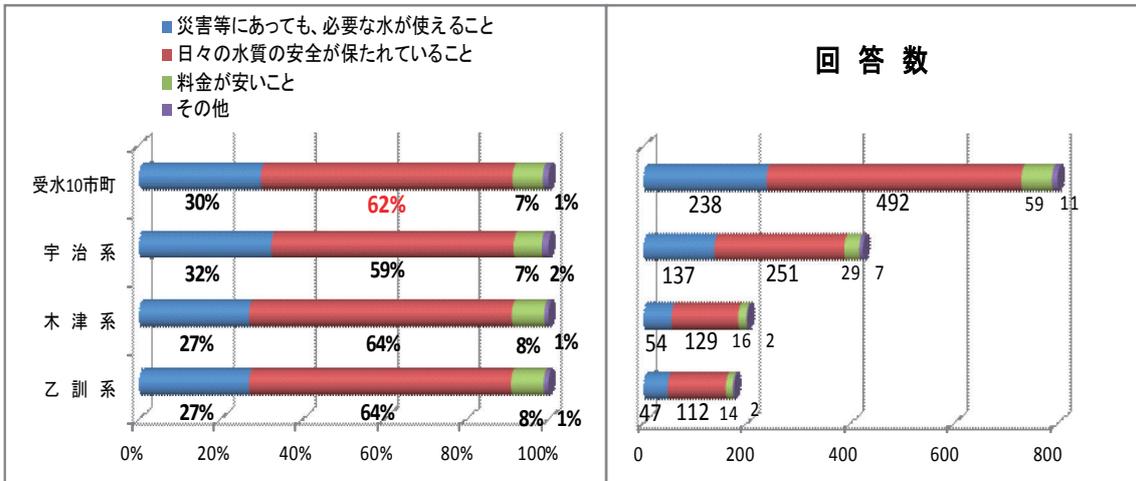
合算算定方式に一本化



## 住民意識調査結果（H24.7）

### 今後の水道事業について一番大切と感じていることは何か

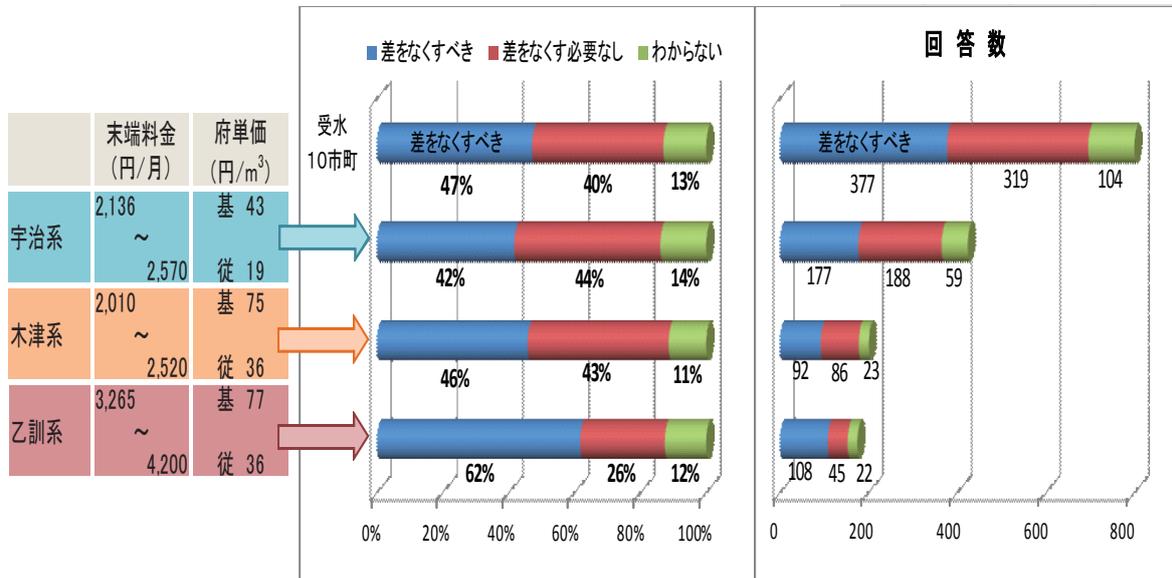
- ① 「日々の水質の安全が保たれていること」 → 62%
- ② 「災害等にあっても、必要な水が使えること」 → 30%
- ③ 「料金が安いこと」 → 7%



第2章 府営水道としての取組方針

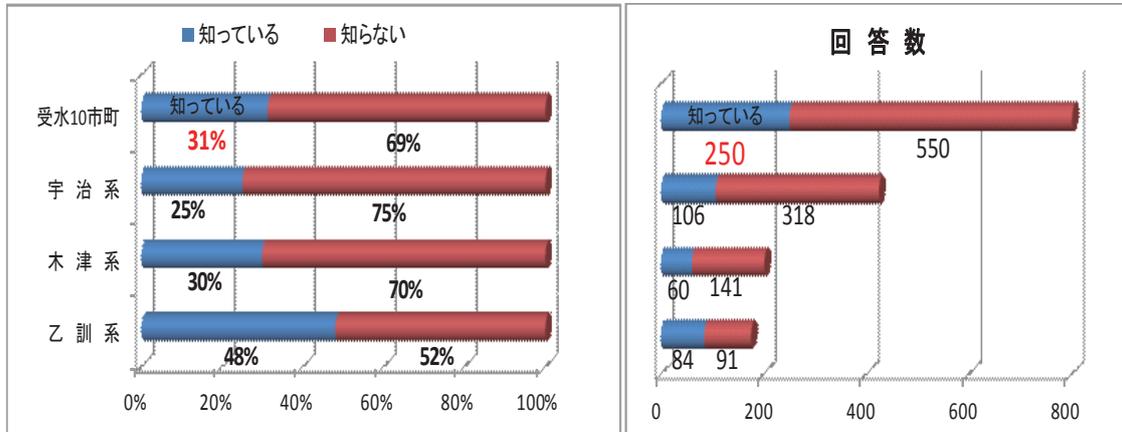
### 市町間の料金の差をどうしていくのが望ましいか

「できる限り、市町間での差がないようにしていくべき」との回答が47%

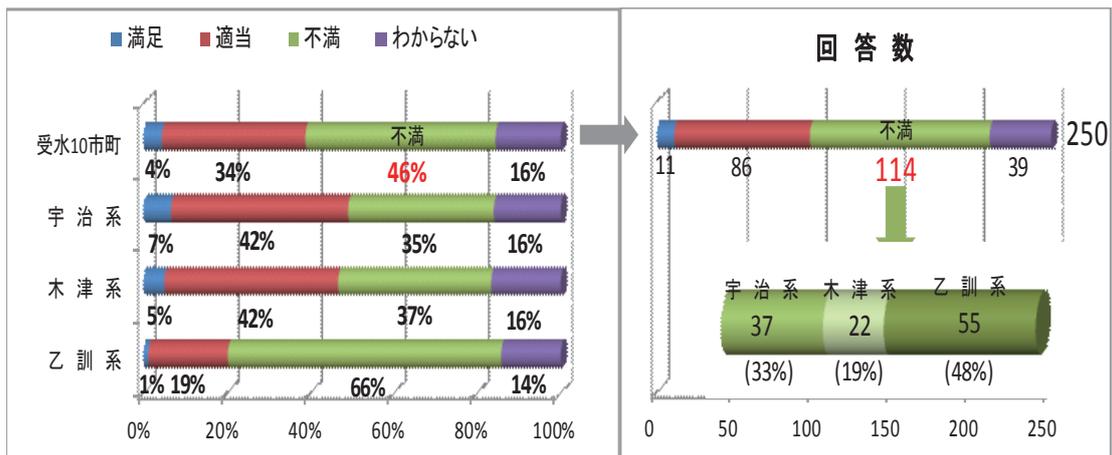


府営水道に関して

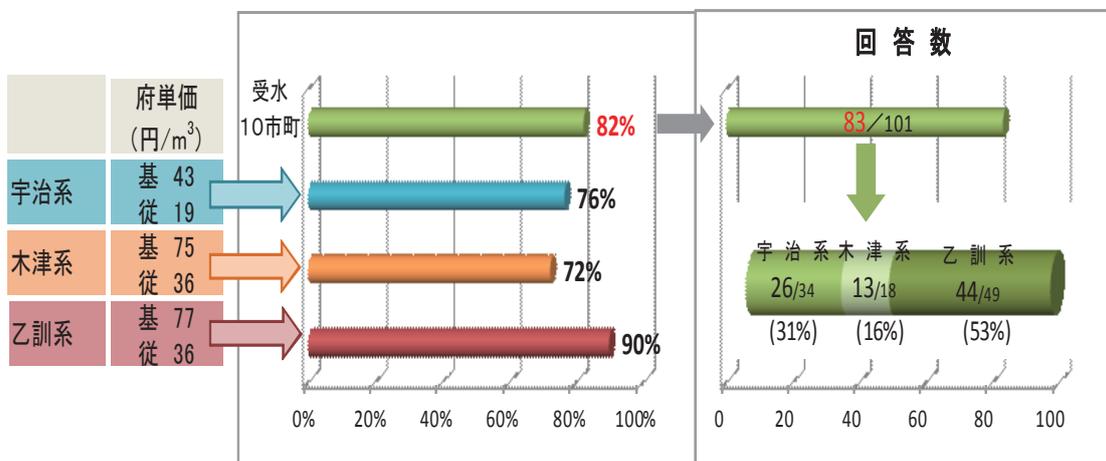
① 府南部10市町に水を供給していることを知っている → 31%



② 知っている場合、府の水道事業に不満 → 46%

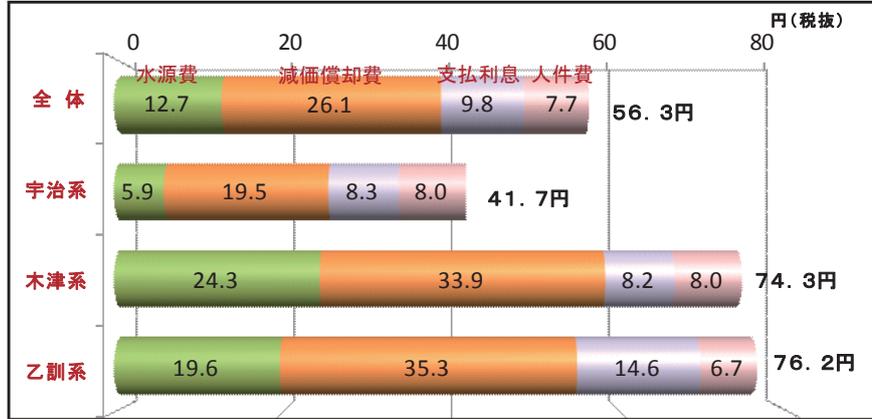


③ 不満の場合、どのような点が不満か → 料金が高い 82%



## 平成32、33年頃の基本料金の見直し

### 現行料金（第7次提言）



自然体で推計

### 既存投資分

木津・乙訓系で大きく費用が減少

	現行※1 (H22~H26)	次期 (H27~H31)	次々期 (H32~H36)
水源費※2 <small>(減価償却+割賦負担金利息+支払利息)</small>	13円	11円	8円
宇治系	6円	6円	5円
木津系	24円	19円	15円
乙訓系	20円	16円	11円
最大格差	18円	13円	10円

※1 第7次提言  
※2 天ヶ瀬ダム再開発の見込額を算入

	現行※1 (H22~H26)	次期 (H27~H31)	次々期 (H32~H36)
減価償却費 (既存分)※2	22円	18円	13円
宇治系	14円	13円	10円
木津系	30円	19円	12円
乙訓系	34円	28円	20円
最大格差	20円	15円	10円

※1 第7次提言  
※2 今後の投資分は含まず



### 今後の投資分

宇治系で大きな更新費用が発生

ダムからの利水撤退に係る精算金  
(大戸川・丹生ダム)【宇治系】

	施設※1 (管路除く)	管路	合計
投資額 (H36まで)	184億円	81億円	265億円
宇治系	113億円	69億円	182億円
木津系	40億円	11億円	51億円
乙訓系	31億円	1億円	32億円

※1 更新基準年数をもとに試算  
※2 +α：非常用自家発電設備の整備等の機能向上に係る経費

※2  
+α  
機能  
撤去  
向上  
分

## 今後見込まれる投資（H36まで）

## ＜施設（管路除く）の更新等に伴う投資＞

区分	主な資産※1	工種	取得年度	法定耐用年数	更新基準年数	帳簿原価	再投資価格※2
<b>宇治浄水場（宇治系負担）</b>							<b>100億円</b>
	計装設備	計装	1976	20	30	1.1億円	1.8億円
	計装設備	計装	1995	10	20	7.8億円	8.3億円
	沈殿池付属設備	機械	1986	17	27	0.9億円	1.1億円
	ろ過池付属設備	機械	1969	17	27	0.5億円	1.5億円
	脱水設備	機械	1976	17	27	3.3億円	11.6億円
	塩素注入設備	機械	1994	10	20	3.2億円	3.4億円
	オゾン棟設備	電気計装	1997	9	18	5.5億円	5.8億円
	活性炭棟設備	電気計装	1997	9	18	4.7億円	5.0億円
	オゾン注入設備	機械	1997	10	20	3.9億円	4.2億円
	活性炭棟設備	機械	1997	10	20	13.6億円	14.4億円
	オゾン棟ポンプ設備	機械	1997	15	25	7.3億円	7.7億円
	オゾン注入設備の増設	機械等	—	9～17	18～27	—	7.4億円
	その他						28.2億円
<b>木津浄水場（1/4:宇治系負担 3/4:木津系負担）※3</b>							<b>51億円</b>
	動力電線路	電気	1977	20	30	0.8億円	1.3億円
	自家発電設備	電気	1977	15	25	1.8億円	2.8億円
	計装設備	計装	1996	10	20	1.7億円	1.8億円
	ろ過池付属設備	機械	1990	17	27	2.4億円	2.6億円
	排泥池付属設備	機械	1997	17	27	2.9億円	3.1億円
	揚水ポンプ	機械	1977	15	25	1.0億円	1.6億円
	ろ過池付属設備	機械	1977	17	27	1.5億円	2.4億円
	緊急遮断弁	機械	1996	6	12	1.1億円	1.2億円
	緊急遮断弁	機械	1996	17	27	1.0億円	1.1億円
	取水ポンプ設備	電気	1996	6	12	1.9億円	2.0億円
	取水ポンプ設備	機械	1992	15	25	1.7億円	1.8億円
	導水ポンプ設備	電気	1996	6	12	3.9億円	4.2億円
	導水ポンプ設備	機械	1996	15	25	2.9億円	3.1億円
	塩素注入設備	機械	1991	10	20	1.3億円	1.4億円
	その他						20.6億円
<b>乙訓浄水場（乙訓系負担）</b>							<b>30億円</b>
	浄水施設の耐震化	土木	—	60	80	—	9.4億円
	電磁流量計	計装	2000	8	16	1.2億円	1.3億円
	遠方監視装置	計装	2000	9	18	1.3億円	1.4億円
	中央監視装置	計装	2001	10	20	6.8億円	7.5億円
	インクライン設備	機械	2001	10	20	3.3億円	3.6億円
	水質計器	水質計器	2000	10	20	2.1億円	2.2億円
	その他						4.6億円
<b>その他施設（各浄水場系負担）</b>							<b>3億円</b>
<b>合計</b>							<b>184億円</b>

※1 再取得価格が1億円以上の資産項目を記載

※2 再取得価格：帳簿原価にデフレタを考慮したものの又は現時点で算出した概算事業費

※3 分水施設に係る資産は木津系負担

+

## ＜管路の更新・耐震化等に伴う経費＞

宇治系管路（宇治系負担）	66億円
木津系管路（木津系負担）	10億円
乙訓系管路（乙訓系負担）	0億円
3浄水場連絡管の残区間工事（各浄水場系負担）	5億円
<b>合計</b>	<b>81億円</b>

+

## ＜機能向上に伴う経費等＞

+ α

## 他 事 業 体 の 状 況

- ⊕ 同一料金が多数 (16 団体 / 22 団体)
- ⊕ 近年の平準化事例は 5 事例
  - ◆ 段階的に従量料金から平準化 (2 事例)
  - ◆ 一挙に平準化 (3 事例)
- ⊕ 基本・従量料金とも同一でないのは 京都府を含む 3 団体のみ

## 府県営水道用水供給事業者 (22 団体)

## ⊕ 府県単位で同一料金を取っているところ 9 団体

	該当数	該当団体
県単位 1 事業	9 団体	<u>埼玉</u> 県、 <u>石川</u> 県、長野県、岐阜県、愛知県、兵庫県、奈良県、香川県、沖縄県
県単位複数事業	なし	

## ⊕ 府県単位で同一料金を取っていないところ 13 団体

	該当数	該当団体
事業単位では同一	7 団体	宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、福井県、広島県
事業単位でも同一ではない	6 団体	
一部事業では基本・従量料金を平準化	1 団体	<u>静岡</u> 県
従量料金は平準化	2 団体	<u>三重</u> 県、 <u>滋賀</u> 県
基本・従量料金とも同一でない	3 団体	京都府、島根県、富山県 (単一料金制)

※     は最近平準化を実施したところ

## 参考資料④

## 府営水利用と自己水施設の更新比較

～「Aqua10浄水施設更新シミュレータ」によるシミュレーション結果～

## &lt;シミュレーションの実施&gt;

- ⊕ 受水市町のうち、同意いただいた市町の協力を得て、自己水施設を縮小し、府営水に転換した場合の各市町のシミュレーション（府において試算）

	条 件	費用の増減要素	
		自己水施設の更新維持管理経費	府営水受水費
ケース①	概ね現在の府営水割合のまま自己水施設を更新	—	—
ケース②	府営水割合を最大限活用し、自己水施設の更新を最小化	減	増（従量料金×府営水増量）

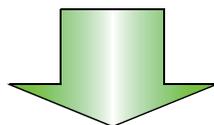
- ⊕ 今後50年間の総費用を試算

## &lt;シミュレーションにより分かったこと&gt;

- ◇ 従量料金の低い市町や自己水施設に係る給水原価が高い市町では、ケース①の費用が高くなる傾向がある
- ◇ 逆に従量料金の高い市町では、ケース②の方が高くなる傾向にある

宇治系2市町	ケース①	>	ケース②
木津・乙訓2市町(給水原価が高い)		>	
木津・乙訓2市町(給水原価が低い)		<	

(参考)宇治系：19円、木津・乙訓系：36円



## &lt;留意すべき点&gt;

- 経営面のみに注目しているため、安心・安全の備えは考慮していない
- 自己水施設の給水原価の設定如何では、ケースが逆転する場合がある

## 府営水の利用状況

(単位:m<sup>3</sup>/日)

	基本水量	一日平均給水量 (H21実績 <sup>※</sup> )		一日最大給水量 (H21実績 <sup>※1</sup> )		府営水利用状況 (基本水量に対する割合)	
			うち府営水		うち府営水	平均ベース	最大ベース
	A	B1	b1	B2	b2	b1/A	b2/A
宇治市	62,800	60,971	41,739 (68%)	66,992	47,446 (71%)	66%	76%
城陽市	14,100	25,135	4,781 (19%)	28,781	8,594 (30%)	34%	61%
八幡市	19,900	21,699	11,375 (52%)	24,709	14,543 (59%)	57%	73%
久御山町	11,200	8,122	5,239 (65%)	9,845 ※2	8,276 (84%)	47%	74%
京田辺市	12,500	20,987	7,015 (33%)	24,473	9,811 (40%)	56%	78%
木津川市	12,000	14,808	11,225 (76%)	16,802	12,666 (75%)	94%	106%
精華町	11,500	10,730	4,561 (43%)	12,322	5,663 (46%)	40%	49%
向日市	12,700	16,681	5,926 (36%)	18,493	7,559 (41%)	47%	60%
長岡京市	26,000	27,771	13,984 (50%)	32,077	19,233 (60%)	54%	74%
大山崎町	7,300	5,344	2,403 (45%)	6,382 ※2	3,153 (49%)	33%	43%

※1 八幡市・久御山町・木津川市においては、施設改修工事を行っており、一時的に府営水を増量しているため、平成21年度実績を記載

※2 基本水量において一日最大給水量を賄える団体

## 参考資料⑥

## 基本料金算定方法の見直し

～誤解を招きやすい「基本水量」の廃止～

⊕ 既投資部分の受益者負担という基本的な考え方を踏まえた受水市町住民に誤解を招かない算定方法に見直す

現 行 : 基本料金 = 単価 × **基本水量**



見直し後 : 基本料金 = ○○円 (料金算定期間内の固定費の負担額)

⊕ 水源開発や施設整備等の投資の受水市町間の負担割合となる「基本水量」については、誤解を招かない名称に見直す

例えば : 基本水量 → 按分基礎水量 (仮称)

- 府の基本水量と末端水道事業者の基本水量とは性質が異なるものであるが、同じ名称のため、混乱を招く恐れがある
- 基本料金の算定に用いる基本水量と実供給水量に乖離が生じているため、受水市町住民においては、使用していない水量に対して負担しているとの誤解を招いている
- 基本料金については、既投資部分の受益者負担という基本的な考え方を踏まえ、誤解を招かない算定方法への見直しや基本水量の名称変更を行うことが必要

## 京都市における基本水量の考え方

給水管の口径13mmの場合の料金表(2か月分)

基本料金		1,740円
従 量 料 金	1m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	(基本水量の範囲) 0円
	21m <sup>3</sup> ～60m <sup>3</sup>	162円
	61m <sup>3</sup> ～200m <sup>3</sup>	189円
	201m <sup>3</sup> ～400m <sup>3</sup>	206円
	401m <sup>3</sup> ～1,000m <sup>3</sup>	223円
	1,001m <sup>3</sup> ～10,000m <sup>3</sup>	262円
	10,001m <sup>3</sup> ～20,000m <sup>3</sup>	301円
	20,001m <sup>3</sup> ～	339円

## 基本水量

公衆衛生の向上の観点などから、生活上必要な水を安く使えるように、基本料金だけ(追加料金なし)で利用できる水量

※ 「基本水量」の名称を用いている受水市町(4市町)においても、京都市と同様の意味を持つ水量として定めている

## 料金に課税される消費税の取り扱い

～ 内税方式 → 外税方式 ～

### ⊕ 今後、消費税の動きにも対応できるよう、条例上で料金に課税される消費税を明文化する（内税 → 外税）

- 現行料金は、水道懇の提言単価（税抜）に消費税率に乗じた単価（税込）を条例で定めており（いわゆる内税）、料金に課税される消費税が明らかではない
- 内税の場合は、消費税法が改正されるたびに料金改正が必要となり、料金値上げとの誤解が生じる恐れがある
- ほとんどの事業者においては、外税を採用しており、今後の消費税の動きにも対応できるよう、料金に課税される消費税を明らかにすることが必要

### 他府県における外税の採用状況

府県営水道用水供給事業者	20団体 / 22団体 → 京都府・長野県のみ内税
受水10市町	10団体 / 10団体 → 内税なし

### 現 行

供給料金は月額とし、その額は、別表に掲げる受水者の区分に応じ、基本料金の額、従量料金の額及び超過料金の額の合計額とする

#### 別 表（宇治系の場合）

受水者	区分	金 額
宇 治 市 城 陽 市 八 幡 市 久 御 山 町	基本料金	基本水量にその月の日数を乗じて得た水量に、1立方メートルにつき <u>43円</u> を乗じて得た額